

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 3672
16年7月22日(金)
・Fax 095-828-1953

酒気検知器で酒気帯びとされ 解雇された人の裁判の傍聴記

おはようございます。

今日は大暑です。一年で一番暑い日はウナギでも食べて



乗り切りたいものですが、なせウナギは高い。

この暑さに負けずに頑張っているのが高校球児です。自分も高校時代の部活を思い出して、田舎の母校を応援に出かけます。

とはいっても、母校はせいぜい二回戦でシード校に負けます。今年も全校応援といっても五百人ほどですが球場へ駆けつけ、プラスチックで賑やかに応援がくりひろげられました。みんなで校歌も歌います。まさに俺たち田舎の甲子園なのです。

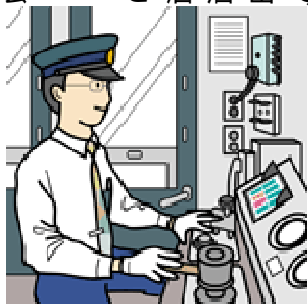
先日甲子園出場経験がある学校と対戦しましたが、試合は負け、田舎の甲子園も終わりました。

プロ的な私学の優勝チームと比べ、二十人にも満たない部員の田舎の学校。体格もひ弱な若者が走り回る姿は、頑張れと声をかけたくなるのです。

この裁判は、長崎バスの運転手が乗車前の飲酒検知機検査で呼気に酒気が検出され、懲戒解雇された事件です。

去年のお盆に、長崎バスの運転手のAさんが、亡くなった友人の初盆で、お昼に故人宅を訪ね、飲酒します。夕方帰宅し、

早めに寝て、翌日朝出勤後の飲酒検知機で酒気帯びとされます。



当日、会社から自宅待機を命じられ、帰宅します。その後会社の上司が自宅に来て、「退職届を出せ」といわれ、届を出しました。しかしそのうち、懲戒解雇の処分を受けました。

酒気帯び(二日酔い)事件で依願退職だと思っていたAさんは、それまでの会社の同様の事件では依願退職だったために、自分

だけ重い「解雇は不当だ」と裁判所に訴えたものです。

これまでの

裁判所の審理

では、酒気帯び検知の場合の会社の処分規定が問題とされていきました。退職届なのか。あるいは懲戒解雇なのかです。

第六回公判が七月十二日に

長崎地裁で開かれました。審理は最終回です。懲戒解雇されたAさんの本人尋問と、会社側の二人の証人尋問が行われました。郵政ユニオンは裁判の大事な山場の公判とい

うことで、当日は七人が傍聴に参加し原告のAさんを応援しました。

公判傍聴の印象ですが、裁判長が最後に行った常務への尋問で、「酒気の検知器は原則解雇か」と

質問し、常務は「今回から厳しくした」ので、「そつだ

と証言しました。また常務が「乗務日の前日は飲酒をしてはならない」とも述べた点も見逃せません。



これは今後の長崎バス運転手の私生活を厳しくします。これはこれまで会社には「勤務開始時の八時間前の飲酒の禁止」が内規の文書としてありましたが、常務はこれを否定し、「乗務日前日に飲んだらアウトだ」という方針を明らかにし

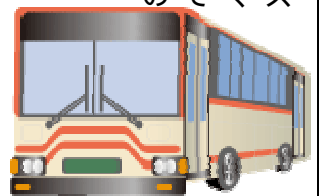
て、Aさんの解雇を当然としようとしています。会社が今後この職場規律に変えようとしていることに他ならない点です。

公判の最後に裁判長が「和解協議を」と提案しました。裁判所の興味は、酒気検出者は原則解雇だが、それが懲戒解雇か、諭旨解雇(退職金が出る)か、あるいは自主退職かの三つしか判断がない点です。

これは郵便局でも同様のことが起きる可能性があります。通常の飲酒の場合は、八時間たつと大丈夫といわれていますが、これには個人差があり、また簡易検査器には酒を飲んでいなくても、酒気帯びで反応する場合は報告されており、注意が必要でもあります。



印象です。長崎バスは月の休日が五日しかなく、だとすると運転手は月に五日しか酒が飲めないとなります。お酒飲みには普通にはありえない数字ですが、常務は平気でこ



う証言しました。これは酒気帯び解雇事件とは別に、今後会社の労使間でも問題化される争点でもあり、バス事業所だけでなく、他企業に拡大する恐れもある問題です。

証言だけを聞いてみると、飲酒が「犯罪」かのような会社の主張でした。いかにも飲酒をしたことが「悪」であるかのような証言態度に、怒りを強く感じました。裁判官も常務や所長たちも毎晩とは言わないでも、自宅で晩酌をしないのかと。これは普通なのです。

これは郵便局でも同様のことが起きる可能性があります。通常の飲酒の場合は、八時間たつと大丈夫といわれていますが、これには個人差があり、また簡易検査器には酒を飲んでいなくても、酒気帯びで反応する場合は報告されており、注意が必要でもあります。

ユニオン海水浴 七月二四日(日)伊王島海水浴場 大波止から高速艇 八時半に集合 参加費千円。飲み物と弁当は自前で用意。車で行く人は直接個人で海の家に入ってください。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇。なくそう差別!

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ!